

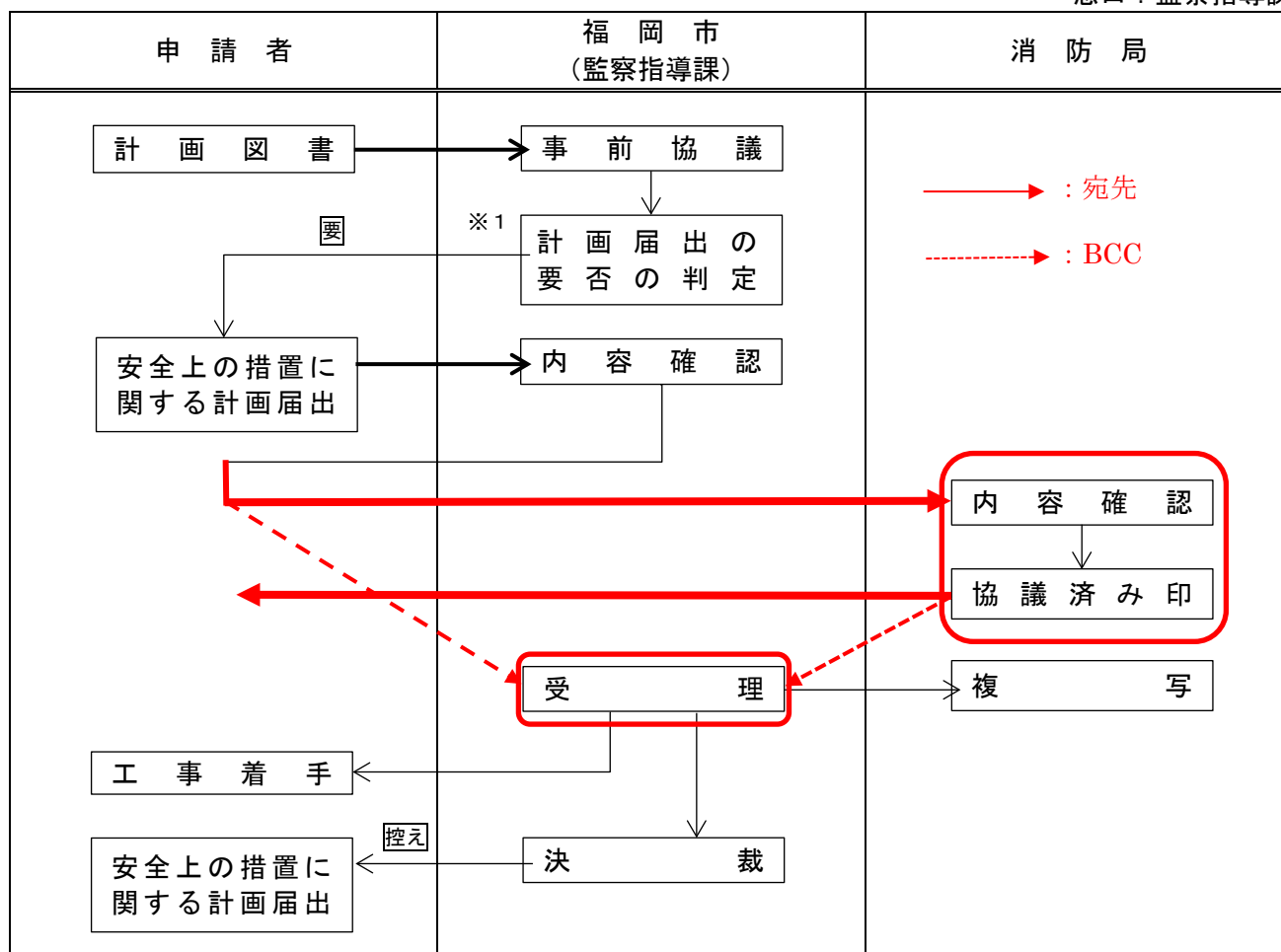
■ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出フロー

関連条文 法第90条の3、令第13条、令第147条の2

施行年月日 平成27年4月1日

改定年月日 令和7年4月1日

窓口：監察指導課



※1 下表の対象建築物において、令第13条に規定する避難施設等の工事を行う際に提出が必要となります。(詳しくは、ホームページを参照してください)

なお、工事内容により取り扱いが異なるため、詳細な工事計画を作成すること。

対象の建築物

建築物の用途		面積及び階数
1	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）又は展示場の用途に供する建築物	3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物	5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
3	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途に供する建築物又は上記1、2の用途に供する建築物	5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
4	地下の工作物内に設ける建築物	居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの